

一般社団法人日本ゴールボール協会
強化委員会規程

第1章 総則

第1条 この規程は、一般社団法人日本ゴールボール協会(以下「本協会」という。)定款第40条に基づいて設置されたハイパフォーマンスコーチから構成された強化委員会に関することを定める。

第2章 強化委員会の定義

第2条 この委員会は、次の事項を審議、処理執行し、委員会に於いて決議された事項は理事会に報告しなければならない。

- (1)強化戦略プラン策定、国際競技会への選手選考、派遣に関する事項
- (2)選手、コーチの強化計画、競技力向上に関する事項
- (3)強化に関する補助金、助成金に関する事項(登録選手である個人が直接受給する場合も含む)

2第1項に関する事項のほか、強化委員会は、強化に関連する事項について理事会に意見を具申し、理事会の諮問に応じる。

第3章 委員

第3条 この委員会に次の委員を置く。

- (1)委員長 1名
- (2)副委員長は必要に応じて1名設置することができる
- (3)委員 若干名

第4条 委員長は、会長が委嘱する。

2副委員長、委員の決議をもって定める。

3委員は原則、強化委員長が、本協会公認A級~C級ライセンス資格者より選任し、理事会の決議を経たうえで、会長が委嘱する。ただし、理事会が認めた場合はその限りではない。

第4章 任期

第5条 委員の任期は、委嘱日から2年、ただし、再任を妨げない。

第5章 委員会

第6条 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。ただし、委員長が召集できない時は、副委員長がその任を負う。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところとなる。

3 書面による委員会の場合、定款第38条にある書面による理事会の決議と同様に、委員全員の賛成をもって決議があったものとみなす。

4 委員会を開催した時は、議事録を作成し、速やかに理事会に報告すると共に事務局にて保存する。

第7条 本協会会長、副会長、専務理事、常務理事は、委員会に出席し、意見を述べることができる。また、委員長が許可した場合に、理事が出席し、意見を述べることができる。

第8条 委員長が必要と認めるとき、委員会に学識経験者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

第6章 部会

第9条 この委員会は、委員会の決議を経て部会を設けることができる。

第7章 規程の変更

第10条 この規程は、理事会の議決により変更できる。

附則

この規則は令和4年9月10日から施行する。

2 令和4年11月12日改訂同日施行。

3 令和7年6月10日改訂同日施行。